

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童生徒でも被害者にも加害者にもなりうる。

教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、問題を抱えた児童生徒が安心して相談することができるように、全教職員が相談者としての資質を身につける必要がある。また、問題を教職員一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていくことが重要である。

一人一人の児童生徒が、安全・安心で充実した学校生活を送れるように、互いを助け合い、相手を思いやる心を育てていくことが大切である。また、常に感謝の心を忘れず、積極的に社会参加する態度を育てることも大切である。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、生徒指導委員会の中でいじめについて組織として対応する。

(1) 生徒指導委員会におけるいじめの対応について

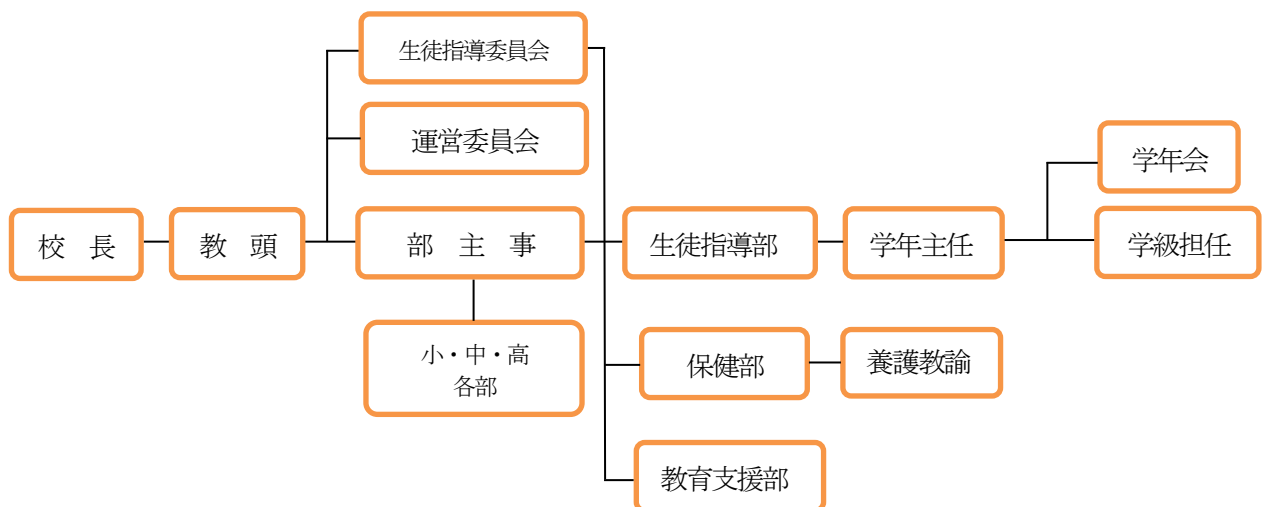
ア メンバー

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、保健主事、(必要に応じて、教育支援部主任、学年主任、養護教諭を加える)

イ 指導・支援チーム

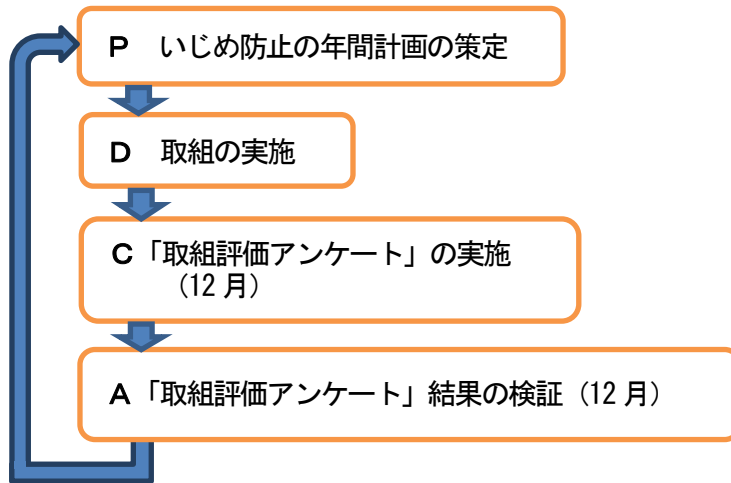
いじめの対応については、事案に応じて適切な教職員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。

【 指導・支援チーム 組織図 】



(2) 生徒指導委員会におけるいじめに関する対応の流れ

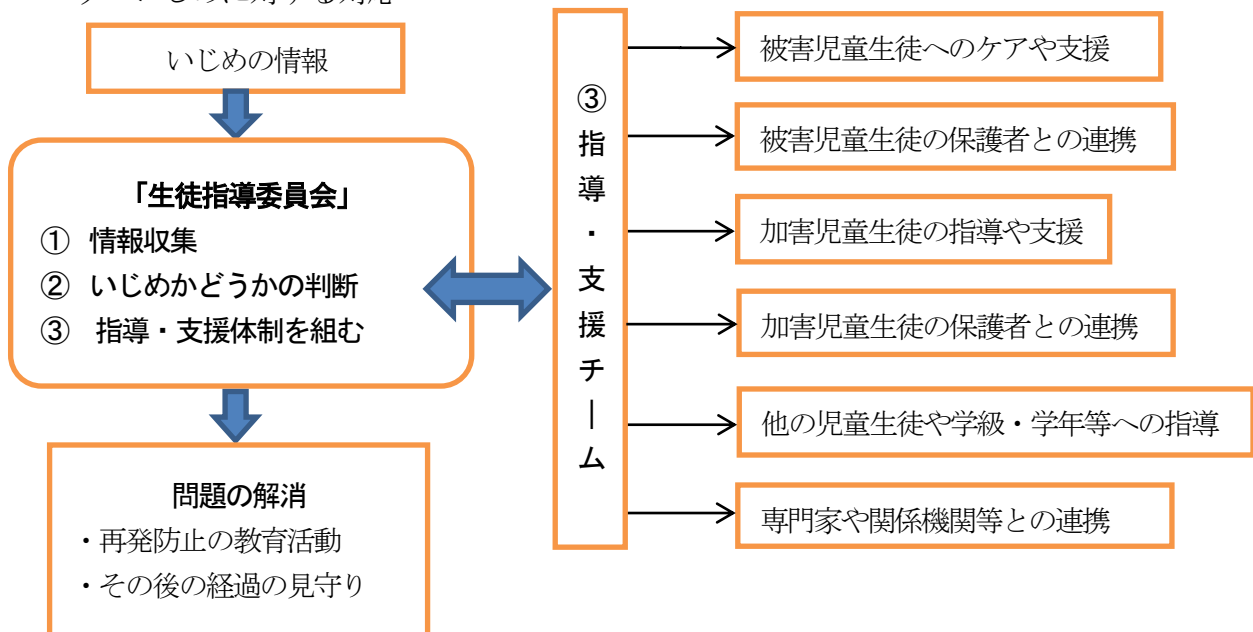
ア 取組の検証（PDC Aサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」の確認を生徒指導委員会で行う。周知については、部会等で行う。
- ・生徒指導委員会で検討した内容を部会等で報告する。
- ・「人権」をテーマとした全校研修を実施する。

ウ いじめに対する対応



エ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
学校が調査を実施する場合は、生徒指導委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全校研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを認知するように努める。
- イ 学年会で毎回いじめの有無について話題にする。
- ウ (2)「ア」「イ」において、いじめを認知または疑いがある場合は、速やかに生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は、生徒指導委員会内「いじめ・不登校対策会」に報告をし、組織的に対応する。
- エ 「いじめアンケート調査(職員対象)」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、連携のもとで取り組む。
- オ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施（年間）		○生徒指導委員会 （年間を通して適宜開催）	
5月		○校内支援会議		
6月		○「いじめアンケート調査」の実施		○学校関係者 評価委員会
7月				
8月				
9月				
10月				
11月	○全校研修（人権）	○「いじめアンケート調査」の実施	○取組評価アンケートの実施	
12月	○人権週間	○校内支援会議		
1月				
2月				
3月		○校内支援会議	○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	